

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 徳島県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (4月から6月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

定置漁業 (法第 60 条第 1 項に掲げる定置漁業権に基づく定置漁業をいう。以下同じ。) 以外の、徳島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

2 徳島県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (7月から9月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業以外の、徳島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

3 徳島県くろまぐろ (小型魚) 漁船漁業 (10月から12月まで)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業以外の、徳島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

10月1日から同年12月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

4 徳島県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業（1月から3月まで）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業以外の、徳島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

1月1日から同年3月31日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

5 徳島県定置漁業（4月から6月まで）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

定置漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から同年6月30日まで

ただし、漁業権免許の内容として指定された漁業期間

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
 - ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の
末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事
管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではな
い。）
陸揚げした日から3日以内
- 6 徳島県定置漁業（7月から9月まで）
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域
中西部太平洋条約海域
 - ② 対象とする漁業
定置漁業
 - ③ 漁獲可能期間
7月1日から同年9月30日まで
ただし、漁業権免許の内容として指定された漁業期間
 - (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の
報告に係る期限は、次のとおりとする。
 - ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
 - ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の
末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事
管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではな
い。）
陸揚げした日から3日以内
- 7 徳島県定置漁業（10月から12月まで）
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項
 - ① 水域
中西部太平洋条約海域
 - ② 対象とする漁業
定置漁業
 - ③ 漁獲可能期間
10月1日から同年12月31日まで
ただし、漁業権免許の内容として指定された漁業期間
 - (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の
報告に係る期限は、次のとおりとする。
 - ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
 - ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の
末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事
管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではな
い。）
陸揚げした日から3日以内
- 8 徳島県定置漁業（1月から3月まで）
- (1) 当該知事管理区分を構成する事項

- ① 水域
中西部太平洋条約海域
 - ② 対象とする漁業
定置漁業
 - ③ 漁獲可能期間
1月1日から同年3月31日まで
ただし、漁業権免許の内容として指定された漁業期間
- (2) 漁獲量の管理の手法等
当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。
- ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）
陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで
 - ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該公表に係る管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認めるときは、この限りではない。）
陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分へのくろまぐろ漁獲量の配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね9割を過去の漁獲実績を考慮して、それぞれの知事管理区分に配分し、残りのおおむね1割を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の状況、くろまぐろの来遊状況等を踏まえ、海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

(別紙 1 - 2)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

徳島県くろまぐろ (大型魚) 漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

徳島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 91 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。) とする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量のすべてを当該知事管理区分に配分する。

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

まあじ

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

徳島県まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

徳島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

ただし、定置漁業については漁業権免許の内容として指定された漁業期間

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量の全てを当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置漁業、延縄漁業、小型底びき網漁業及び釣り漁業においては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数・免許統数等を現状を超えないようにしたうえ、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)
定置漁業	506隻日
小型定置漁業	42,362隻日
延縄漁業	31,753隻日
小型底びき網漁業	43,788隻日
釣り漁業	130,130隻日

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

徳島県まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

徳島県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量の全てを当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型定置漁業においては、現状の漁獲努力量を増加させることがないように、現状の統数を超えないようにしたうえ、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)
小型定置漁業	42,362隻日

(別紙 1 - 5)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

徳島県するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がするめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

徳島県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

ただし、定置漁業については漁業権免許の内容として指定された漁業期間

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量の全てを当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置漁業、小型底びき網漁業及び釣り漁業においては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数・免許統数等を現状を超えないようにしたうえ、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)
定置漁業	506隻日
小型定置漁業	42,362隻日
小型底びき網漁業	43,788隻日
釣り漁業	130,130隻日

(別紙 1 - 6)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

徳島県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がまさば及びごまさばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

徳島県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

ただし、定置漁業については漁業権免許の内容として指定された漁業期間

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量の全てを当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置漁業、延縄漁業及び釣り漁業においては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数・免許統数等を現状を超えないようにしたうえ、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)
定置漁業	506隻日
小型定置漁業	42,362隻日
延縄漁業	31,753隻日
釣り漁業	130,130隻日

(別紙 1 - 7)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし太平洋系群(体色が銀色のものをいう。以下この別紙において同じ。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

徳島県かたくちいわし太平洋系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がかたくちいわし太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

徳島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし太平洋系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

ただし、定置漁業については漁業権免許の内容として指定された漁業期間

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量の全てを当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置漁業においては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数・免許統数等を現状を超えないようにしたうえ、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:隻日)
定置漁業	506
小型定置漁業	42,362

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針(令和 2 年農林水産省告示第 1982 号)の本則の第 1 の 2 (5)に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 8)

第 1 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下この別紙において同じ。）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

徳島県かたくちいわし瀬戸内海系群漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がかたくちいわし瀬戸内海系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

徳島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし瀬戸内海系群を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量の全てを当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

小型定置漁業、機船船びき網漁業においては、現状の漁獲努力量を増加させることがないように許可隻数・免許統数等を現状を超えないようにしたうえ、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量（単位：隻日）
小型定置漁業	42,362
機船船びき網漁業	26,918

第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

(別紙 1 - 9)

第 1 特定水産資源

ぶり

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

徳島県ぶり漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業がぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

徳島県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

ただし、定置漁業については漁業権免許の内容として指定された漁業期間

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量の全てを当該知事管理区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業、小型定置漁業、延縄漁業、小型底びき網漁業及び釣り漁業においては、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数・免許統数等を現状を超えないようにしたうえ、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位：隻日)
定置漁業	506
小型定置漁業	42,362
延縄漁業	31,753
小型底びき網漁業	43,788
釣り漁業	130,130

第 5 その他資源管理に関する重要事項

- 1 資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。
- 2 養殖用種苗（もじゃこ）について、ぶり養殖関係県の合意に基づく採捕計画の範囲内で管理を行う。